

X. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金



母子・父子・寡婦の経済的自立を助け、扶養している児童（子）の福祉を増進することを目的として、無利子または低利子で貸付します。

母子とは…配偶者のない女子で現に児童を扶養しており、婚姻していない者

父子とは…配偶者のない男子で現に児童を扶養しており、婚姻していない者

寡婦とは…配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことがある者

児童とは…20歳未満の者

※配偶者とは、婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます

1. 資金の種類・貸付限度額等 ※下記内容は変更になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付の概要

(令和5年4月1日現在)

	貸付対象	目的	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還	利率
事業開始資金	ひとり親家庭の父・母 寡婦	事業を開始するのに必要な設備・什器・機械等の購入資金	3,260,000円		1年	7年以内	年1.0% (条件により無利子)
継続資金	ひとり親家庭の父・母 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料等を購入する運転資金	1,630,000円		6ヶ月	7年以内	年1.0% (条件により無利子)
修学資金	ひとり親家庭の子・寡婦の子・父母のいない児童	高等学校・大学・高等専門学校・専修学校・大学院に就学させるための授業料・書籍代・交通費等に必要な資金	詳細は別表第1参照	修学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 ※専修(一般) 5年以内	無利子
習得資金	ひとり親家庭の父・母 寡婦	自ら事業を開始または会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 一括 816,000円 (12か月分相当) (運転免許) 460,000円	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	・20年以内	年1.0% (条件により無利子)
修業資金	ひとり親家庭の子・寡婦の子・父母のいない児童	事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 (運転免許) 460,000円				無利子
就職支度資金	ひとり親家庭の父・母・子・寡婦・父母のいない児童	就職するために直接必要な被服等を購入する資金	105,000円 通勤自動車を購入する場合 340,000円		1年	6年以内	年1.0% (条件により無利子)
医療介護資金	ひとり親家庭の父・母・子・寡婦	医療・介護を受けるために必要な資金(当該医療・介護を受ける期間が1年以内の場合に限る) ※子は医療のみ	[医療] 340,000円 [特別(非課税)] 480,000円 [介護] 500,000円		医療介護満了後6ヶ月	5年以内	年1.0% (条件により無利子)
生活資金	ひとり親家庭の父・母 寡婦	①知識技能を習得している間 ②医療若しくは介護を受けている間 ③ひとり親家庭となって7年未満の方の生活安定資金※養育費取得裁判費用(一般分の12カ月相当) ④失業期間中(離職の日から1年を超えない期間)	①月額 141,000円 ②~④ 月額 108,000円 ③* 一括1,296,000円		貸付期間満了後6ヶ月	①20年以内 ②5年以内 ③8年以内 ④5年以内	年1.0% (条件により無利子)
住宅資金	ひとり親家庭の父・母 寡婦	自家を建設・購入・補修・保全・改築・増築するのに必要な資金	①補修・保全の通常の場合 1,500,000円 ②住宅新規取得、災害特例等 2,000,000円		6ヶ月	①6年以内 ②7年以内	年1.0% (条件により無利子)
転宅資金	ひとり親家庭の父・母 寡婦	住宅を転居するため、住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	年1.0% (条件により無利子)
就学支度資金	ひとり親家庭の子・寡婦の子・父母のいない児童	就学・就業するために必要な入学金・制服等の購入に必要な資金	詳細は別表第2参照	入学時のみ	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内(専修一般・修業施設等は5年以内)	無利子
結婚資金	ひとり親家庭の父・母 寡婦	母が扶養している子の結婚に必要な資金	310,000円		6ヶ月	5年以内	年1.0% (条件により無利子)

修学資金貸付限度額（月額）一覽表

単位：円（令和 5 年 4 月 1 日現在）

学校種別		通学区分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高等学校・専修学校（高等課程）	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専門学校（専門課程）	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	78,000	78,000			
	私立	自宅	89,000	89,000			
		自宅外	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私立	自宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校（一般課程）			52,500	52,500			

就学支度資金限度額表

(令和5年4月1日現在)

区 分			現行限度額	
小 学 校			64,300	
中 学 校			81,000	
高 等 学 校	国公立	自 宅	150,000	
		自 宅 外	160,000	
	私立	自 宅	410,000	
		自 宅 外	420,000	
高 等 専 門	国公立	自 宅	410,000	
		自 宅 外	420,000	
	私立	自 宅	580,000	
		自 宅 外	590,000	
専 修 学 校	高等	国公立	自 宅	150,000
		国公立	自 宅 外	160,000
		私立	自 宅	410,000
		私立	自 宅 外	420,000
	一般		自 宅	150,000
	一般		自 宅 外	160,000
	専門	国公立	自 宅	410,000
			自 宅 外	420,000
		私立	自 宅	580,000
			自 宅 外	590,000
短 大	国公立	自 宅	410,000	
		自 宅 外	420,000	
	私立	自 宅	580,000	
		自 宅 外	590,000	
大 学	国公立	自 宅	410,000	
		自 宅 外	420,000	
	私立	自 宅	580,000	
		自 宅 外	590,000	
大 学 院	国公立		380,000	
	私立		590,000	
修 業	中卒	自 宅	150,000	
		自 宅 外	160,000	
	高卒	自 宅	272,000	
		自 宅 外	282,000	



2. 保証人について

- ♣申請にあたり、原則として保証人1名が必要となります。
- ♣北海道内に住所があり、かつ、独立の生計を営んでいることが条件です。
- ♣保証能力についての審査を行います。償還期間から判断し、高齢の方は保証人となることができない場合があります。

3. 貸付申請について

市役所子ども支援課窓口又は北海道釧路総合振興局社会福祉課子ども子育て支援係へ申請してください。(釧路総合振興局が審査、決定します。時間を要するため早めにご相談ください) 原則として既に支払った分の貸付はできません。また、他制度を併用する場合は必ずご相談ください。

【申請に必要なもの】

- ♣各資金貸付申請書
- ♣貸付を受けようとする者の戸籍謄本、印鑑登録証明書
- ♣配偶者のない女子又は男子であることを証する書類
- ♣保証人の所得を証する書類、印鑑登録証明書、住民票の写し(本籍を記載したもの)
- ♣その他、必要に応じ求める書類
(審査基準は、資金の種類により異なります)

4. 償還(返済)について

- ♣据置期間経過後、償還開始します。
- ♣償還方法は、月賦・半年賦・年賦から選択しますが、開始後に変更することもできます。また、いつでも繰上償還ができます。
- ♣月賦償還に限り、口座引落しが利用できます。
- ♣償還の期間は、貸付金の種類により異なります。

5. 届出が必要な場合

- ♣借受者が住所・氏名を変更したとき
 - ♣貸付期間に、借受者としての資格を失ったとき(再婚、死亡、退学、休学、転校など)
 - ♣保証人を変更するとき
 - ♣貸付を辞退するとき
- ※翌年度も継続して貸付を希望する場合は、別途申請が必要となります。

☞ 手続・相談窓口 ☞

- 子ども支援課 ☎31-4204
- 阿寒町行政センター 保健福祉課 ☎66-2120
- 音別町福祉保健センター 保健福祉課 ☎01547-9-5151

XI. その他

1. 優遇制度

○市・道民税の軽減

婚姻歴の有無にかかわらず、ひとり親家庭の方は、一般の基礎控除、扶養控除のほかに、ひとり親控除の適用を受けられる場合があります。
※令和3年度からの市・道民税における寡婦(夫)控除の見直しが行われ、これまで適用外とされていた未婚のひとり親について、新たに創設された「ひとり親控除」の適用を受けられる可能性があります。

また、これまであった寡夫控除がひとり親控除へ統合され、控除額および適用となる要件が同一となります。

そのほかにも適用となる要件について一部変更点がありますので、詳しい内容については下記相談窓口までお問い合わせください。

☞ 手続・相談窓口 ☞

- 市民税課 市民税係 ☎31-4514
- 阿寒町行政センター 市民課 ☎66-2210
- 音別町行政センター 市民課 ☎01547-6-2231

○JR通勤定期の割引

児童扶養手当を受けている母子家庭、父子家庭や生活保護を受けている方は、JR通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

☞ 問い合わせ・証明発行窓口 ☞

- 子ども支援課 ☎31-4540

○電話設置時の優遇措置

市民税非課税世帯の母子家庭が新たに電話を設置するときは、施設設置負担金の分割払い(1年12回以内)が認められます。

☞ 問い合わせ窓口 ☞ ●局番なしの「116」

○預貯金の利子非課税制度

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている母子家庭や寡婦の方は、年金証書等を添えて銀行等で手続されますと元金350万円までの利子について、非課税となります。

☞ 問い合わせ窓口 ☞

- 各銀行の窓口
- 郵便局の窓口